

「交付目論見書の作成に関する規則に関する細則」の一部改正

平成 26 年 7 月 17 日
(下線部分変更箇所)

新	旧
<p style="text-align: center;">交付目論見書の作成に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条～第 6 条 (略)</p> <p><u>(信用リスク分散規制対象ファンドの名称等に係る細則に定める記載方法)</u></p> <p>第 6 条の 2 <u>規則第 5 条の 2 に規定する細則に定める記載については、以下の記載例を参考として工夫して記載するものとする。</u></p> <p><u>(1) 投資対象に投資信託等の運用に関する規則 (以下「運用規則」という。) 第 17 条の 2 第 1 項に定める比率を超える支配的な銘柄が存在し、又は存在することとなる可能性が高い場合において、交付目論見書の表紙に特化型運用を行う旨を目立つように表示し、かつ、「ファンドの目的・特色」の欄に支配的な銘柄が存在する旨(存在することとなる可能性が高い旨を含む。)及びその影響を記載するものとする。</u></p> <p>○ <u>支配的な銘柄が存在し又はその可能性が高い場合における交付目論見書の「ファンドの目的・特色欄」の記載例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当ファンドは、XX 株価指数をベンチマークとして運用しております。XX 株価指数には指数に対する寄与度が 10% を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。</u> ・ <u>当ファンドは、指数 XX と指数 YY を 5 : 5 のウェイトで合成し、円換算した指数をベンチマークとして運用しております。このベンチマークには、寄与</u> 	<p style="text-align: center;">交付目論見書の作成に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条～第 6 条 (同 左)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。</u></p> <p>・ <u>当ファンドは、XX関連株に投資しております。XX関連株には寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。</u></p> <p><u>(2) 運用規則第17条の2に定める方法で計算した一の者に対するエクスポージャーの投資信託財産の純資産に定める比率が同条第1項に定める比率を超えることとなる場合には、当該一の者の名称をファンドの名称に一般投資家が容易に理解できるよう明確に付し、かつ交付目論見書の表紙に特化型運用である旨を目立つように表示した上で、「ファンドの目的・特色」の欄に支配的な銘柄が存在する旨（存在することとなる可能性が高い旨を含む。）及びその影響を記載するものとする。</u></p> <p>○ <u>エクスポージャーが規制比率を超える者の名称が明確に付されたファンド名称の例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>「XX株式ファンド」（XXは企業名で複数社可能）</u> ・ <u>「インドネシア国債ファンド」</u> ・ <u>「世銀債ファンド」</u> <p style="text-align: center;">（以下略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;">（同 左）</p>